令和8年度（2026 年度）

いじめ防止基本方針

令和8年4月6日　更新

・いじめの未然防止

〜日常の学校生活の営みの中で取り組む

・いじめの早期発見

〜教職員と生徒との関わり、教育相談やアンケート等

・いじめの組織的対応

〜教職員が一人で抱え込まず、組織的に対応

札幌市立あいの里東中学校

札幌市立あいの里東中学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。あいの里東中学校に在籍するすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、この「いじめ防止基本方針」を定めるものである。

いじめの定義及び基本的理解

1　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめ防止対策推進法（以下「いじめ法」という。）では、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

2　いじめについての基本的理解

・個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要。

・いじめられていても、本人が否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することが必要。

・インターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合などにおいて、当該生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った生徒に対して教育的指導を適切に行う。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応にも検討する。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要である。

いじめの未然防止

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を進めていく。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の生徒を対象とした指導を行う。

【重点的な取組】

〇「道徳科の授業」「学校教育活動全般を通じて行われる道徳教育」を通して

「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性（道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度）を養う」ことにある。

内容項目には、

「節度、節制」「希望と勇気」「思いやり、感謝」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「生命の尊さ」などとあるように、それぞれがいじめ防止につながる内容である。本校では、道徳科の授業においては、ローテーション道徳を取り入れ、教員が順番に学級の指導を行い、多くの教育的視点から指導を行っている。

〇「情報モラル」の学習を通して

インターネット利用時間が増加するなかで、情報機器（スマートフォン等）の不適切な利用により、人間関係のトラブルに発展してしまう事例が散見される。本校では、1 年生にスマホ携帯安全教室を実施し、使用上の留意点等の指導を行う。また、他学年においても随時、指導を継続するとともに、家庭での情報機器（スマートフォン等）のルール作りを保護者に依頼していく。

〇「生徒自治」の活動を通して

生徒たちが生徒会活動などを通して、よりよい人間関係、学校生活を自ら創り上げていく取組を行うことができるよう教職員が支援する。

いじめの早期発見

いじめの早期発見に向けた取組に当たっては、生徒を細やかに観察し、生徒が発する小さなサインや不安、悩みにいち早く気付くように様々な手段を使い取り組む。

〇アンケートの実施

時期	アンケート名	保存期間
５月	第１回教育相談アンケート（学校独自）	在学中
11 月	市教委悩みやいじめに関するアンケート（シャボテン活用）	３年間
２月	第２回教育相談アンケート（学校独自）	在学中

〇教育相談月間

4 月～5 月(1 学期)、11 月(2 学期)、2 月(3 学期　1,2 年)に日時を設定し、担任と生徒が教育相談を実施する。生徒から希望があれば担任以外の先生とも実施する。

〇期末三者懇談

7 月、12 月に日時を設定し担任と保護者、生徒の教育相談を実施する。

いじめの組織的対応

いじめの情報の把握　⇒　把握者が独断で判断せず、必ず周囲に報告する。

・いじめと疑われる言動を目撃→即その場で指導
・生徒観察からいじめと疑われる兆候を掴む
・アンケート他の記述等から気になる書き込みを掴む
・教育相談での訴え
・生徒や保護者からの相談

最初に情報を把握した教職員等 → 学年代表・学年生徒指導係 → 生徒指導主事（全校集約担当）不在時は主幹教諭 → 教頭（いじめ対策委員会副委員長） → 校長（いじめ対策委員会委員長）

※基本ラインだが、報告者が不在時には直に管理職へ報告を上げることもある。その際は、後日、報告ラインに伝え、共有を図ること

校内「いじめ対策委員会」（月に1回開催。即対応が必要な場合は随時開催。）

【構成員】校長（委員長）・教頭（副委員長）・生徒指導主事（全校集約担当）・主幹教諭（記録担当）・各学年代表（特別支援学級代表）・生徒指導係・関係担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、必要に応じて関係の深い教職員や相談支援パートナー等

※状況によっては、出席可能な構成員のみで開催することもある。

司会　教頭（不在時は生徒指導主事）
　※委員会の招集権限者は校長・教頭・生徒指導主事・主幹教諭

①情報の整理・共通理解・対応方針の検討

②生徒への調査・指導・支援の実施
　・被害生徒からの聞き取り（いつ・どこで・誰が・何を他）と支援
　・加害生徒からの聞き取り（いつ・どこで・誰が・何を他）と指導
　・保護者へ報告（担任・学年）…現時点で確認している事実関係を随時伝える。
　・教育委員会や関係機関への連絡（校長・教頭）

③調査・指導の集約…調査し、指導内容を関係保護者に伝える。

④組織でのいじめの認知（いじめかどうかを認知することが目的ではなく、早期対応が重要である。）

⑤フォローアップ、見守り体制・いじめ解消の確認
　・被害生徒の見守りを継続
　〔いじめの解消〕
　・被害生徒が苦痛を感じていないこと
　・被害生徒に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低３か月継続すること。（解消後も継続的に見守りを行う）

警察との連携について

生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

いじめ防止対策推進法における重大事態への対処

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同様の事態の発生の防止に努める。

重大事態とは

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
「相当の期間」については、不登校の定義※を踏まえ年間30日間を目安とする。
※不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における定義。